

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人渋谷法人会(以下「この法人」という。)の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の会費月額を、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3ヵ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費月額を12を乗じたものを年額とし、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用しての振込
- (2) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条第1項第1号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

「別表1」

	資 本 金		月 額
	正 会 員		300 万円以下
300 万円超		700 万円以下	850 円
700 万円超		1,000 万円以下	1,000 円
1,000 万円超		5,000 万円以下	1,500 円
		5,000 万円を超える法人	2,000 円
公益法人・協同組合など (学校法人・宗教法人・医療法人等)			500 円
同系法人			500 円
特 別 会 員		法人の支店・出張所	
	金融機関		1,000 円
	個人事業者		500 円